

# 保健センターだより

中央保健センター TEL0897-52-1215 神拝甲324-2 総合福祉センター内  
 東予保健センター TEL0898-64-5333 周布606-1 東予総合福祉センター内  
 丹原保健センター TEL0898-68-7300 丹原町池田1762-1 丹原総合支所北隣  
 小松保健センター TEL0898-72-6363 小松町新屋敷乙48-1 小松地域福祉センター内

## はしかにならない！ はしかにさせない！

麻疹（はしか）・風しん予防接種を受けましょう

麻疹（はしか）・風しんは感染力が大変強い感染症です。自分が感染しないためだけでなく、周りの人に感染を広げないためにも、予防接種は有効な手段です。

麻疹・風しん予防接種は、平成18年度から混合ワクチンの2回接種となり、平成20年度から平成24年度までは、これまでの第1期（1歳以上2歳未満）・第2期（年長児）に加え、中学1年生・高校3年生相当者も対象となります。

対象となる方で、まだ予防接種を受けていない方は、ぜひ受けてください。



### 平成21年度麻疹・風しん予防接種の対象者

区分	対象者の生年月日等	接種期間	接種券・予診票
第1期 1歳以上2歳未満	1歳以上2歳未満	2歳になるまでに接種してください。	「育児のしおり」の中にあります。
第2期 年長児	平成15年4月2日～平成16年4月1日	平成22年3月31日までに接種してください。	平成21年4月上旬に対象者へ郵送しています。
第3期 中学1年生	平成8年4月2日～平成9年4月1日		
第4期 高校3年生相当	平成3年4月2日～平成4年4月1日		

※接種券・予診票を紛失された場合は再交付しますので、最寄りの保健センターへご連絡ください。

## 新型インフルエンザワクチンの接種費用を助成しています

新型インフルエンザワクチンの優先接種対象者のうち、下表に該当する方に対して、接種費用の助成を行っています。

接種方法など詳しくは、広報12月号や市ホームページをご覧ください。各保健センターへお問い合わせください。

※2回接種が必要な方で、医療機関窓口で接種費用を支払った場合は、2回目の接種終了後、2回分をまとめて申請ができます。

助成の対象者	助成率	申請方法
生活保護世帯の優先接種対象者	100%	A
世帯員の全員が市民税非課税の優先接種対象者		

市民税課税世帯	①	医療従事者、妊婦	100%	B
	②	基礎疾患のある方	2分の1	
	③	1歳～小学校3年生	3分の1	
	④	1歳未満の小児の保護者		
	⑤	①～③の対象者のうち、身体上の理由で予防接種ができない方の保護者等		

下記書類に必要事項を明記し、接種時に医療機関窓口へ提出してください。

- ・被保護者証明書または市民税非課税証明書
- ・助成金交付申請書
- ・代理受領委任状

※愛媛県外で接種した場合は、B（市民税課税世帯）と同じ方法で申請してください。

接種費用を支払った後、下記書類等を持って、市の申請窓口で申請してください。

- ・接種費用の領収書
- ・新型インフルエンザ予防接種済証
- ・普通預金通帳、印鑑（スタンプ印は不可）

申請窓口 ○各保健センター  
 ○市庁舎別館5階会議室  
 ○各総合支所市民福祉課